

給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
---------	--------	--------	--------

令和 年 月 日 潮来市長 殿	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											宛 名 番 号			
		氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属		
		個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											氏 名		
												電 話	内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ											異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名											<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)				
	生年月日	年 月 日		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日						
	個人番号												<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで <input type="checkbox"/> 月まで			
	受給者番号												<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日			
1月1日 現在の住所											<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転居 <input type="checkbox"/> 3. 死亡 <input type="checkbox"/> 4. 専業主婦 <input type="checkbox"/> 5. 専業主夫 <input type="checkbox"/> 6. 専業主夫 <input type="checkbox"/> 7. 専業主夫 (事由・理由)					
異動後の 住 所											<input type="checkbox"/> 右から 番号を入 記					

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を					
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規										法人番号		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担当者連絡先		受給者番号			
	フリガナ											所属 氏名		電話			
氏名又は名称												内線 ()		納入書の要否		<input type="checkbox"/> 右から 番号を入 記 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、				
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
											月 日		円			

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄		
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため													

4 3 2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。